

愛歯国保 だより

みなさまの
心と体の
健康づくりを
お手伝い

No.6

2016.10

詳細はホームページを

<http://aishik.jp/>



Contents

第117回組合会が開催されました	P2	適切な医療の受け方	P6
マイナンバー利用がはじまりました	P4	自家診療・他家診療について	P7
「えらべる倶楽部」をご活用ください	P5	こんなときは保険証が使えません	P8

組合会が開催されました

前回の第116回組合会におきまして、国による国庫補助率の見直しにより、やむを得ず保険料改定をご了承いただきました。今回の改定により平成28、29年度と国保組合の事業運営を安定維持できるという見込みとなりました。このことをご報告させていただきます。



8月31日に厚生労働省は、平成29年度予算の概算要求を財務省に提出いたしました。予算額は31兆1,217億円、対前年度比2.7%の増と伸びております。その内訳は医療分野でもベンチャー企業の育成や医療研究開発、医療のICT化などに予算配分を優先する方向のようです。

一方で、政府は社会保障費の抑制政策を来年度も行う見込みで、この社会保障費の自然増は6,400億円と予測されますが、5,000億円程度に抑える方針です。従って、来年度の社会保障費は1,400億円の圧縮が要求されることになります。さらに、消費税率10%への引き上げを先送りしたことにより社会保障費の確保が不安視されます。

国保組合の来年度以後の環境は、これらの要因により大きく影響され、さらに厳しさを増すことが予測されます。今後とも、国の政策や厚生労働省の動きに十分注意を払い、対応策を図っていくことが必要でしょう。

以前にご報告しました検討委員会では、今後の保険料のあり方、合理的で平等な新しい保険料体系の導入の検討を進めております。

私どもは、国保組合の役割、責務を十分に認識し、組合員の先生方はじめ、ご家族、従業員の皆様方が日々、安心・安全に歯科治療に専念されること、また、誰でもどこでも安心した医療を受けられる安定した生活が続けられますように、医療環境の実現に最大限努める所存でございます。これが最も我々にとって大切な目的であると肝に銘じております。

また、国保組合の事業運営につきましては、役員、事務局、関係者一同が、合理的かつ効率的な組合運営を図っていく所存でございます。

今後ともさらなるご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。 理事長 塚原 邦秋

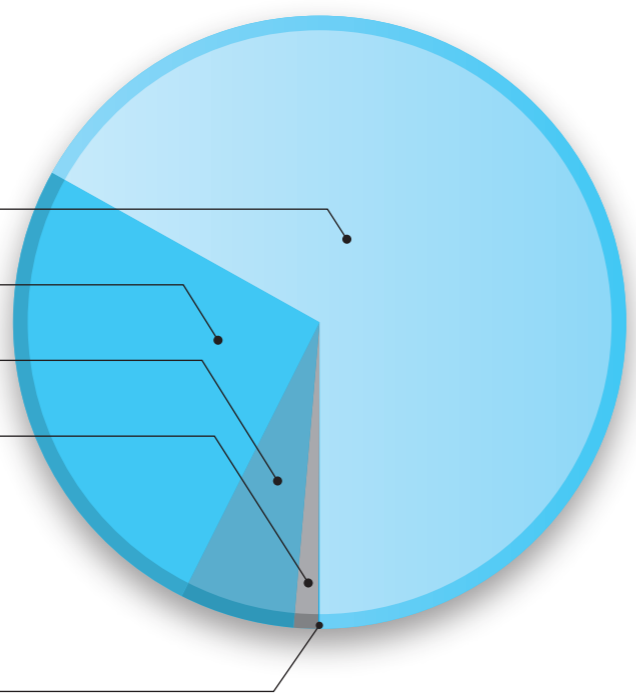


平成27年度 歳入歳出決算

歳入

4,852,335,000円

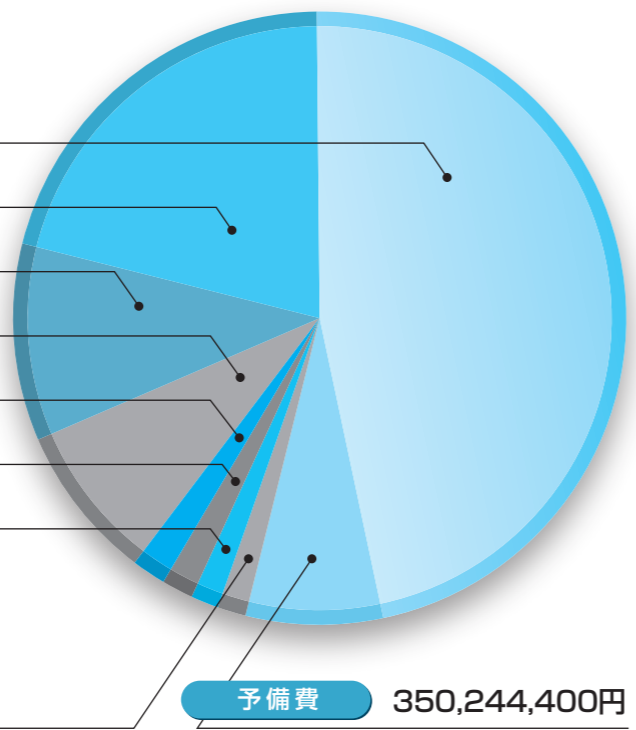
国民健康保険料	3,245,871,000円
国庫支出金	1,246,631,000円
繰越金	294,383,000円
共同事業交付金	63,920,000円
諸収入	775,000円
財産収入	751,000円
前期高齢者交付金	2,000円
繰入金	1,000円
県支出金	1,000円



歳出

4,852,335,000円

保険給付費	2,271,943,542円
後期高齢者支援金等	1,014,686,872円
前期高齢者納付金	506,418,086円
介護納付金	397,977,000円
共同事業拠出金等	86,951,000円
諸支出金	80,307,138円
総務費	71,861,230円
保健事業費	69,103,732円
組合会費	2,810,000円
老人保健拠出金	30,000円
積立金	2,000円



予備費 350,244,400円

歳入歳出差引額 518,818,105円

(剰余金の処分)
平成28年度会計へ繰越 518,818,105円

単年度収支額 160,888,112円

次の各議案が慎重審議の結果、原案通り承認可決されました。

- ◆第1号議案
平成27年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算の承認を求めめる件
併せて財産目録および備品目録の承認を求めめる件

- ◆第2号議案
平成27年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分(案)に関する件

- ◆第3号議案
愛知県歯科医師国民健康保険組合保養所の利用および健康診断等補助金支給規則の一部を改正する規則(案)に関する件

平成27年度 こんな事業を実施しました

- 特定健診および保健指導 2,701名
- 健康診断受診補助 998名
- B型肝炎予防接種補助 33名
- 健康世帯への記念品贈呈 35世帯
- 契約保養所の利用 正組合員7名、その他9名

新しい保健事業のご案内

7月1日から保健事業の内容が変わりました。ぜひ **えらべる倶楽部** をご活用ください

補助金額	対象商品	申込方法
会員価格から 1泊あたりお一人様 大人1泊 2,000円補助 小人1泊 1,000円補助	<ul style="list-style-type: none"> えらべる倶楽部宿泊プラン えらべる倶楽部お値打ち宿泊プラン 会員専用サイト/ガイドブック掲載 エースJTB/JTBサン&サン JTB国内パッケージ旅行 	JTB店舗 電話 会員専用サイト <small>※えらべる倶楽部お値打ち宿泊プランは JTB店舗・電話のみの申込となります。</small>
会員価格から 1泊あたりお一人様 1,000円補助 (大人・小人同額)	<ul style="list-style-type: none"> るるぶトラベル るるぶトラベルツアー 会員専用サイト 	会員専用サイト <small>※会員専用サイト以外からの申込みは 補助対象外です。</small>
基本旅行料金から 5%引	<ul style="list-style-type: none"> ルックJTB/JTBお買得旅 JTB海外旅行商品* 	JTB店舗 電話

適用条件 年間10人泊まで 対象者 会員本人および被扶養者

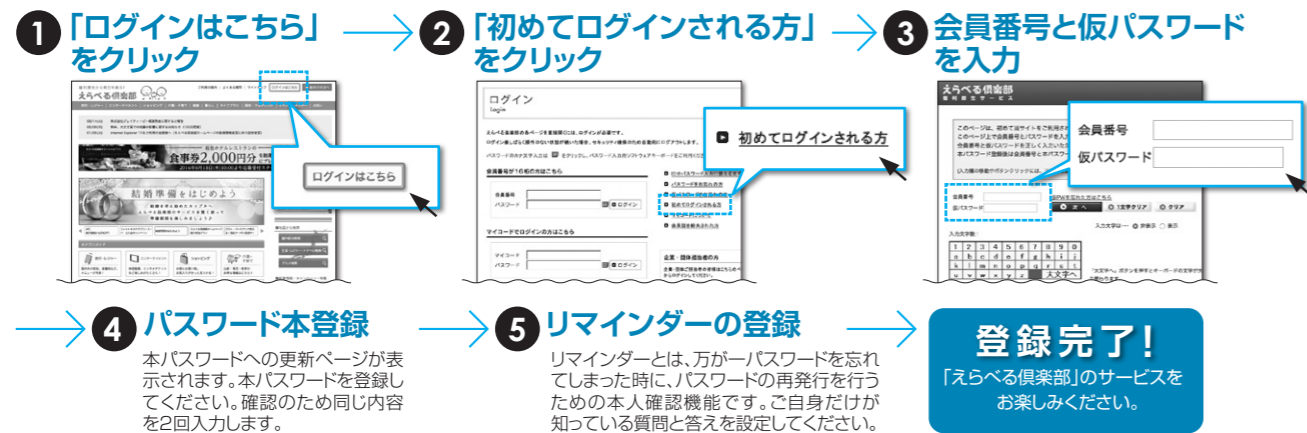
※詳細は会員証と共にお届けしている「利用ガイド」「宿泊補助金のご案内」をご覧ください。
*JTB海外旅行商品のご利用分は、年間10人泊制限にはカウントされません。

えらべる倶楽部 会員専用サイトのパスワード登録

会員専用サイトでは、サービスの詳細や利用方法をはじめ最新情報を配信しています。「えらべる倶楽部」のサービスをご利用いただくには、パスワードが必要になりますので、ぜひご登録ください！

まずはアクセス <http://www.elavel-club.com>

※お手元に会員証をご用意ください。仮パスワードは、会員証台紙に記載されています。



外出時に便利なスマートフォン・携帯電話版サイト(会員証機能も兼ねています)



お問い合わせ JTBベネフィット総合インフォメーション TEL.03-5646-5522

※上記は2016年8月の情報です。画像等変更になる場合がございます。

ご協力ありがとうございました

組合員資格調査

保険証更新に伴い、組合員資格確認のため、みなさまに住民票の提出をいただきました。

調査にご協力いただきましたみなさま、ご理解・ご協力まことにありがとうございました。

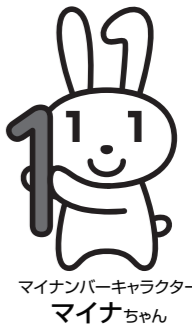


マイナンバー利用 社会保障・税番号 がはじまりました

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野における手続きなどで使用するものです。

社会保障分野では、年金、雇用保険、健康保険、介護保険などに関する事務が対象となります。愛知県歯科医師国保組合においても医療保険者として、マイナンバーを「住所地や世帯構成などの把握」・「所得情報の確認」・「資格取得時や喪失時の給付調整」などの目的で使用させていただきます。

マイナンバーの利用に際し、今後、みなさまに個人番号のご提供をお願いさせていただきます。各種申請書類の変更など、準備が整い次第改めてご連絡申し上げます。何卒、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。



愛知県歯科医師国保組合のホームページをご活用ください!

資格取得・喪失届等、各種申請書のダウンロードなど役立つコンテンツがたくさん。ぜひご利用ください。



医療の受け方、給付のことなどがわかります

申請書のダウンロードはこちらから

知りたい情報にすぐアクセス!

<http://aishik.jp/>

歯科医師国保

検索





自家診療・他家診療について

当組合は歯科医師国保という特殊性から、歯科医療費の保険請求の自粛をお願いしております。

自家診療

正組合員が、歯科医師国保に加入する自分の家族ならびに自院(分院も含む)の従業員やその家族を診療した場合、そのすべての保険請求ができません。(患者の保険証記号番号の頭の四桁が請求者の保険証記号番号と同じ場合は自家診療となり保険請求できません)

他家診療

正組合員が、他の正組合員やその家族を診療した場合、「**歯冠修復および欠損補綴治療**(※一部分除く)」については保険請求ができませんが、その他の保険請求はできます。
なお、「**窩洞・充填・充填材料**」については保険請求が認められます。

診療報酬明細書 (歯科)		平成 年 月 日		都道府県 医療機関コード	
公費負担番号	公費負担医療の受給者番号	被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号	1 社 2 公 3 後 4 退 5 単 6 本 7 外 8 部 9 外 10 9 8 7 ()	3 1 社 2 公 3 後 4 退 5 単 6 本 7 外 8 部 9 外 10 9 8 7 ()	2 本 3 外 4 部 5 外 6 部 7 外 8 部 9 外 10 9 8 7 ()
氏名	特記事項	届出	職業上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害		
傷病名	診療開始日	診療日	実日数	転帰	治癒 死亡 中止
初診 234	再診 45	再診 45	再診 45	再診 45	再診 45
検査	検査	検査	検査	検査	検査
処置	処置	処置	処置	処置	処置
手術	手術	手術	手術	手術	手術
麻酔	麻酔	麻酔	麻酔	麻酔	麻酔
歯冠修復	歯冠修復	歯冠修復	歯冠修復	歯冠修復	歯冠修復
欠損補綴	欠損補綴	欠損補綴	欠損補綴	欠損補綴	欠損補綴
その他	その他	その他	その他	その他	その他
公費分請求	患者負担額 (公費)	高額療養費	合計	決定	決定

「歯冠修復及び欠損補綴」欄の部分につきましては保険請求できません。

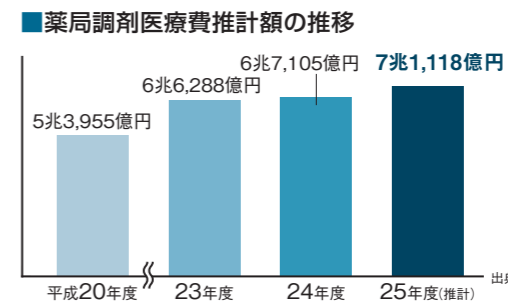


ご不明な点は愛知県歯科医師国保組合までおたずねください。

適切な医療の受け方を考える

ジェネリック医薬品 ~国が利用促進を呼びかけ~

わが国の薬局調剤医療費は、平成20年度に5兆3,955億円だったものが、平成25年度には7兆1,118億円推計と5年で1兆7千億円以上増えています。医療費の伸びを抑えるため、国ではジェネリック医薬品の利用促進を呼びかけています。



接骨院・整骨院 ~保険証が使える範囲は限られています~

接骨院・整骨院は、「柔道整復師」と呼ばれる専門職による施術をする施設で医療機関ではありません。そのため、保険証が使える範囲は限られています。

使える場合

- 外傷性の骨折
 - 打撲
 - 挫傷(肉離れ等)
 - 脱臼
 - 捻挫
- ※骨折、脱臼については応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

使えない場合

- ✕ 日常生活における単なる疲労、肩こり、筋肉疲労
- ✕ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ✕ マッサージがわりの利用
- ✕ 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節痛、ヘルニア等)が原因で起こる痛みやこり



ご注意ください!

- 1 負傷の原因を正しく伝えてください。
- 2 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。
- 3 領収証は大切に保存してください。
- 4 治療が長期にわたり、内因的要因が疑われる場合は一度医師へご相談ください。
- 5 医療機関での治療との重複受診はおこなわないでください。

はり・きゅう ~保険証が使える要件は限られています~

はり・きゅうの施術で保険証が使える場合

- 要件 1 対象となる傷病であること**
下記の傷病であることが条件です
- 神経痛 ● リウマチ ● 頸腕症候群
 - 五十肩 ● 腰痛症 ● 頸椎捻挫後遺症
- ※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。
- 要件 2 医師の同意があること**
はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要です。
- ※医師の同意とは「医師による適当な治療手段がない場合(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合)に、はり・きゅうの施術を受けることを認める」ということです。
- ※初回申請時には必ず、医師の同意書を添付してください。



こんな場合は使えません! 日常の疲労、肩こり、筋肉痛、体調不良などは保険証が使えません。要件を満たさないときは全額自己負担となります。

こんなときは

保険証が使えません



保険証が使えるのは、治療の必要が認められる状態のときです。
次のような場合は保険証が使えませんのでご注意ください。



保険証が **使えない** 場合

- 仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきが など
- 回復の見込みがない近視、遠視、乱視、斜視、色盲 など
- 美容のための整形手術
- 身体の機能にさしさわりのない先天性疾患
- 予防注射や予防内服
- 健康診断、生活習慣病検査、人間ドック
- 正常な妊娠、出産
- 経済的理由による人工妊娠中絶



保険証が **使える** 場合

- 治療を必要とする症状があるもの
- 視力に変調があって診てもらったときの診察、検査、眼鏡の処方箋
- けがの処置のための整形手術
- 美容のためでなく、社会通念上治療の必要があると認められるもの
- 感染している可能性がある場合の破傷風の予防注射 など
- 検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療
- 妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの
- 経済的理由による場合以外の母体保護法に基づく人工妊娠中絶

こんなときは
保険証が使えますが

愛知県歯科医師国保組合に 届け出が **必要** です

- 交通事故にあった
- 他人の飼い犬などに
かまれた
- 看板などが倒れて
ケガをした
- 他人から暴力を受けた
- 外食で食中毒になった

第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることはできますが、その治療費は加害者が負担すべきものです。愛知県歯科医師国保組合は治療費を一時的に立て替え、あとから加害者に負担した分を請求します。

このような場合は、必ず「第三者行為による被害届」を愛知県歯科医師国保組合に提出してください。また、示談をする場合は必ず愛知県歯科医師国保組合にご相談ください。



撮っておきの
1枚

ベニマシコは冬を代表する鳥です。スズメ大でオスは赤くメスは茶色、フィフツと鳴き、草原にいます。夏に北海道で繁殖、冬に本州南に下ってきます。

(Photo:愛歯国保 丹羽慶繁)

◆撮影データ
Borg71FL+
DMC-G7(Panasonic)
絞りなし1/1000秒

